

フランスの団体訴訟に関する最近の動向

2009年7月3日

山本和彦

1 アタリ委員会の提言

- ・ 2007年5月ニコラ・サルコジ大統領当選→2007年7月フランスの経済回復のため、ジャック・アタリ氏に包括的な提言の作成を要請
- ・ 2008年1月23日：報告書「フランスの変革のための300の提言（300 décisions pour changer la France）」提出
- ・ 提言191「グループ訴権を導入すること」：消費者の市場経済に対する信頼確保に重要 but アメリカ式クラスアクションの濫用は否定
 - 経済財政担当大臣によって期間を限定して認可された消費者団体にグループ訴権の提起を限定
 - 濫用的訴訟の場合、被告の被った損害を原告に賠償させる
 - このような訴訟を扱う管轄裁判所を限定列挙
 - 訴訟に参加することを選択した消費者のみが参加しうるとの原則を明確化（オプトインの原則）
 - すべての和解は管轄裁判所による審査後の認可を保障

2 クーロン委員会の提言

- ・ 2007年10月：司法大臣による経済活動の非刑罰化（dépénalisation de la vie des affaires）に関する作業グループの設置（委員長：ジャンマリ・クーロン元パリ控訴院長。委員20名：司法官7人、弁護士4人、研究者3人、企業家4人、消費者代表はいない?!）←経済活動に対する過度の刑罰による圧力、経済活動の萎縮に対する批判
- ・ 2008年2月20日報告書の提出：刑事制裁の削減と民事・行政上の制裁による代替⇒民事上の制裁の実効化・魅力増という観点から、グループ訴権の導入の提唱（特に、刑事制裁の削除による附帯私訴の制限のカウンターバランス＝新たな司法アクセスの方法）
- ・ 1995年の代位損害賠償訴権の失敗（創設後、5件しか利用されない）→失敗の原因として、団体と消費者との委任関係（mandat）を前提：敗訴時に団体の契約上の責任追及のおそれ
- ・ 基本的な考え方

○ 濫用防止（アメリカ型クラスアクション：hyper jurisdictionnalisation（過剰司法化）の懸念、専門弁護士による一部経済セクターの健全性の危殆化＝脅迫の手段）：(1) それを可能にするシステムの輸入の否定（懲罰的賠償、ディスカバリー手続）、(2) 刑事責任との重複の否定、(3) 弁護士倫理の維持（損害額に比例した成功報酬の禁止、広告による原告の募集の禁止）

○ 対象の限定：消費者訴訟（株主訴訟は否定＝株取引によるリスクの引受け）（◆維持）

○ 金額の上限設定：困難＝(1) 金額の具体化は難しい（200ユーロという意見もある）、(2) 企業による回避行動（その額を超える損害となるように調整のおそれ）⇒裁判所の裁量に委ねる案が相当（◆変更）

○ 消費者の最低限の人数：特定は困難（過度に限定してしまうおそれ。問題となるセクターや事件ごとに異なりうる）⇒制限なし（◆維持）

○ 団体による通知・広告の方法の限定：被告に対する和解の強要のおそれ but 制限の困難さ（特に違反した場合の制裁は困難：刑事罰の新設は作業グループの活動と矛盾）⇒制限なし（◆維持）

・ 具体的な提案

① 団体の認定：訴権の特質に応じた認定＝団体の真剣さと能力を事前に審査（経済財政担当大臣と司法大臣の共同認可制）（◆維持）

② 管轄の限定：訴訟の専門性、複雑性（豊富な資源集中の必要）（◆維持）

③ オプトイン型の採用：オプトアウトは憲法上の問題（1989年7月25日憲法院判決の存在：参加の推定をすることで違憲の疑い）、被告に対する予見可能性、和解の促進等の利点（◆？）

④ 責任判決（2段階システム）：責任確認判決とその公示→裁判所による請求期間の決定＝期間内に、消費者は事業者に対して損害賠償請求を提示（◆維持）

⑤ 賠償請求：事業者による賠償の拒否又は不回答→裁判所に請求：支払命令＋アストラントの可能性（執行の実効化）（◆基本的に維持 but 50%の懲罰はなく、代わりにアストラントによる強制？）

⑥ 濫用防止：被告に生じた損害の原告による賠償（◆新設）

⑦ 和解の規制：すべての和解について管轄裁判所による審査の後の認可を要求（グループの利益を擬制にした代表者等による和解の防止）：アメリカやケベックでも同様（◆新設）

⑧ 私訴による公訴提起の禁止：グループ訴権が行使された場合には、公訴の提起は検察官に限定（民事と刑事の選択制として、過剰な刑事司法の介入を抑止）（◆新設）

3 立法化の動き

- ・ 2008年2月：ダチ司法大臣（報告書受領時の声明）：「重要なことは、グループ訴権の導入が経済活動を不安定化させないこと。それが大統領の望んでいることであり、我々はそれに向けて作業を続ける」
- ・ 2008年9月：リュック・シャテル消費者問題担当相＝2009年初めにグループ訴権の法案提出の予定を表明 but 未だ提案はなし